

## 【感染対策向上加算 3 の主な施設基準】

### ●届出基準

当該保険医療機関の一般病床の数が 300 床未満を標準とする（外来感染対策向上加算の届出がないこと）

### ●感染防止対策部門の設置

次の構成員からなる感染制御チームを設置

- ・専任の常勤医師（適切な研修の修了が望ましい）
- ・専任の看護師（適切な研修の修了が望ましい）

### ●医療機関間・行政等との連携

- ・感染制御チームは、少なくとも年 4 回程度、加算 1 の医療機関が主催するカンファレンスに参加すること。また、少なくとも年 1 回、加算 1 の医療機関が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練に参加すること。
- ・新興感染症の発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携医療機関等とあらかじめ協議されていること。
- ・感染症法第 38 条第 2 項の規定に基づき都道府県知事の指示を受けている第一種協定指定医療機関又第二種協定指定医療機関であること。

### ●サーベイランスへの参加

地域や全国のサーベイランスに参加している場合、サーベイランス強化加算が算定できる。

### ●連携強化加算

連携する感染対策向上加算 1 を算定する保険医療機関に対し、過去 1 年間に 4 回以上、感染症の発生状況・抗菌薬の使用状況等について報告を行っている場合、連携強化加算が算定できる。

### ●その他

- ・抗菌薬の適正使用について、連携する加算 1 の医療機関又は地域の医師会から助言を受けること。
- ・細菌学的検査を外部委託する場合は、「中小病院における薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイドンス」に沿った対応を行う。
- ・新興感染症の発生時等に。感染症患者若しくは疑い患者を受け入れることを念頭に、汚染地域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制又は発熱患者等の診療を実施することを念頭に、発熱患者等の動線を分けることができる体制を有する。

※上記は施設基準の一部抜粋であり、すべての事項を掲載しているものではありません。

詳細については、各施設様でご確認いただきますようお願いいたします。